2020(R2)年12月11日

蘭越町長 金秀行殿

甲 審査請求人

北海道磯谷郡蘭越町富岡 1035-3

野村 一也

電話番号 090-4836-4467

乙 非審査請求人

蘭越町

町長 金 秀行

## 反論書

乙の弁明書に対し、反論する。

乙は、弁明書中、「本処分の理由」の項において、まるで同様の請求が2度行われたかのように記している。しかしながら、以下に下線を付けて示すとおり、2度の開示請求の要件は同じではない

<1度目の請求(抜粋)>2019(H31)年3月29日 蘭越町がチセヌプリスキー場を売却した際における以下の文書

- 2 購入を申し出た事業者の提案文書
- 3 売却先の選定理由またはそのプロセスを示す文書
- 4 蘭越町が売却先を決定する際に作成した稟議書。ただし、決定に関わった担当者の名 前がわかる文書であること

<2度目の請求(抜粋)> 2020(R2)年10月29日

- 3. チセヌプリスキー場譲渡に係る申込概要一覧 ただし、「運営提案等」の項目が黒塗りされていないもの。なお、提案事業者名は黒塗 りで構わない。
- 4. 2回目の公募において、リフトの修復再開を提案した JRT 以外の会社の提案書。ただし、当該法人等の競争上、若しくは、事業運営上の地位、または、社会的な地位が不当に損なわれる可能性を排除するために、当該法人等の名称に限っては非開示とされても、公開請求者はこれを容認する。

上に示す通り、2度目の開示請求においては、甲は事業者名に限っての黒塗りを容認する ことを明示している。それにもかかわらず、乙は、甲が譲歩を申し出た部分を黙殺し、1 回目と同様に事業者名だけでなく、その事業者の提案内容すべてを黒塗りとした。

事業者名さえ黒塗りにすれば、事業者を特定することは不可能となるので、蘭越町情報公開条例第9条第1号を根拠に、提案事業者名以外をも全て非開示とした乙の処分に、合理的な理由はない。

審査請求書にも記した通り、甲が審査請求を行ったのは、乙に入札談合等関与行為(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律)が疑われるからである。なお、公正取引委員会事務総局の『入札談合の防止にむけて』令和2年版によれば、入札談合等関与行為防止法第2条に規定された「入札談合等」には、プロポーザル方式も該当するとされている。

入札談合等関与行為防止法違反と併せて、背任罪(刑法247条)の疑いがあることを付け加えておく。